

長野県における知的財産への取り組み

長野県商工部産業技術支援課

目次

- 1. 本県産業の特徴
- 2. 知的財産支援施策
- 3. 関連施策
- 4. 今後の取り組み

1. 本県産業の特徴

(1) 強み

ア 加工組立型4業種に特化

戦後の疎開工場の地域定着を中心に産業が形成され、高度成長期に製糸から精密へ、さらに電機、機械、輸送へと成長産業に対する経営・技術両面での順応力、対応力の高さが目立つ。

イ 部品関係企業が集積

親企業からスピンアウトした起業家が、高い加工精度、高い生産能力を背景に主要部品を供給し、さらにその企業から起業家がスピンアウトする循環を繰り返し、地域に部品供給関連企業が集積し、加工組立型4業種のうち部品関係品目の割合が約9割を占めている。

ウ 軽薄短小化技術が得意

本県の製造業の原点ともいえる製糸業は、設備の機構が小型化技術の結集であったため精密関連へ転換を可能にしたという歴史的背景から、軽量化、小型化に特化した技術に強みを持つ。このため、超精密金型等微細加工を得意とする企業が多く、また、プロセス関連技術が高いとする企業の割合が約7割と高い。

(2) 弱み

ア セットメーカーが少ない

要素部品、高機能部品提供に特化した企業集積から、最終製品を持った企業は少ないが、地域の技術を結集することができれば商品・製品の製造は可能なほど、多種多様な技術が集積している。

イ 下請加工が主体

部品供給基地としての集積の歴史から、「いわゆる

下請加工」といわれているが、取引チャンネルの数、技術分野の裾野は広く、単に親企業等からの図面加工のみではなく、加工方法、コストダウン対策等の提案力を持つ。

ウ 輸出依存度が高い

第一次円高の前から、海外市場を標榜しセットメーカーの海外シフトに連動してきたため輸出依存度は高いものの、最近では中小企業自ら海外取引を展開する事例も見受けられる。

エ 付加価値生産性が低い

沿岸部に比べてコンビナートやプラント関連の大型装置産業が少なく部品加工が多いため、加工単価が安く付加価値生産性が全国に比べ低いと思われるが近年その差は縮まりつつある。

2. 知的財産支援施策

(1) 特許流通支援事業

長野県では、平成12年度から特許流通支援事業を実施し、当初1名の特許流通アドバイザーでしたが、長野県の南北に長い地理的要因により企業訪問や、企業間移動に時間を要し、また、製造業の集積が高い中信・南信地域への支援が薄い状況であったことから、平成16年度から中信・南信地域に1名増員配置し、計2名体制で事業を実施し、地域企業に対してきめ細やかな対応を行っており、その成果として成約件数の増加などの効果が徐々に現れています。

(2) 特許情報活用支援事業

平成15年度まで特許情報検索アドバイザーを1名配置していたが、相談件数の増加により平成16年度から1名増員し2名体制とし、訪問指導、講演等を実施し、中小企業における特許情報活用を支援しています。

なお、長野県では長野市に所在する発明協会長野県支部を県知的所有権センターと位置づけ特許情報活用

支援アドバイザーと前出の特許流通アドバイザーを配置している。なお両アドバイザーとも県南部の地域をカバーするため岡谷市に各1名づつ駐在しています。

(3) 特許コンシェルジュ派遣事業

平成15年度から長野県が独自に実施している、「特許コンシェルジュ派遣事業」は、企業の知財部門のOBや弁理士等を特許コンシェルジュとして登録（現在15名）し、企業からの派遣要請に応じて出向き、特許化の見込みのある研究開発成果の発掘、特許手続きの相談助言、その他知財全般に関する助言を行い、中小企業の問題解決にあたっています。

この派遣活動の結果、特許出願に至った案件は2桁に上り、また、出願準備段階の案件も相当あることから、事業効果は高いと考えています。さらに、特許後の事業化を促進するため、特許流通アドバイザーと連携支援を行い、研究開発型企業からの特許情報の発信あるいは、新技術が必要としている企業への特許導入を図り、中小企業の知的財産戦略や事業の高度化を支援します。

この他、平成17年度は、企業経営者を中心とした「(仮)知的財産セミナー」と、開発型企業グループ等への専門家派遣事業として「(仮)知的財産出前講座」を実施し、特許の創造を促進します。

これにより知的財産の普及啓発と中小企業グループ単位で知財に係る課題解決を図り、特許の創出を支援します。

3. 関連施策

(1) 技術開発費等補助金

中小企業の技術開発の支援として、試作開発に係る費用の一部(1/2以内)を補助する制度で、対象経費として原材料、機械器具費、外注加工費のほか特許出願費用等も対象として、試作に併せて知的財産の確立を支援します。

(2) 連携支援

商品企画及び販路開拓に弱いあるいは未着手の中小企業を支援するため(財)長野県中小企業振興公社が行う「商品化・販路開拓アドバイザー派遣制度」のアドバイザーと特許関係のアドバイザー及び特許コンシェルジュが連携することにより、商品企画、特許(商標)、販路開拓等の事業活動をトータルで支援し、商品化及び販路拡大を支援しています。(公社では商品化販路開拓アドバイザーとして企業の開発部門や流通販売部門のOBを常勤雇用し、商品開発力が乏しい企業や販路が未開拓の企業に対して、同アドバイザーが開発調整や販路の開拓を行う。)

具体的な連携イメージとして、初期の研究開発段階では、技術開発費等補助金を利用し、次の段階では、特許コンシェルジュが特許化を助言し、また、特許情報については特許情報活用支援アドバイザーが情報収集を指導し、広く強い特許の構築を支援します。さらに、特許を活用する場面では、特許流通アドバイザーが流通、契約等の専門知識を活かした支援を行います。

そして、販路が未整備あるいは、新分野の販路を開拓する場合には、商品化販路開拓アドバイザーが人的ネットワークを活かして支援を行います。

4. 今後の取り組み

長野県では、基幹産業である「製造業、農林業、観光業」と次世代産業である「健康・福祉、環境、教育」が、3×3(スリーバイスリー)として相乗効果を発揮できるように、予算措置し事業実施に取り組んでいます。

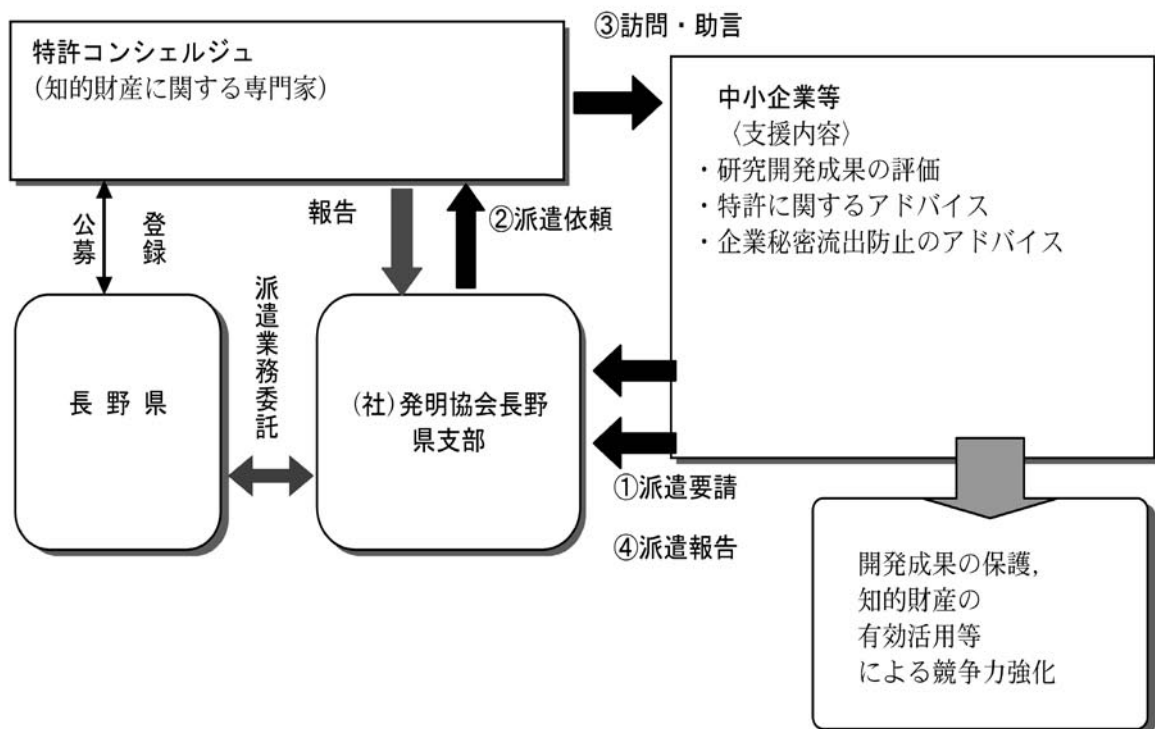
この中で、製造業とりわけ、電機・電子分野の更なる競争力向上のため、知的財産の創出及び活用が重要であり、県内企業においては、知的財産の重要性を認識しつつも、未着手の企業が多いため、県行政だけでなく、弁理士会、発明協会及び商工関係団体等とも連携を図り、地域企業の知財振興を推進していきたいと考えます。

<参考資料>

○長野県の特許等の出願状況

特許	2,803件	登録	767件
実用新案	68件		
意匠	230件		
商標	939件		
* 出典「特許行政年次報告書2004」			

○特許コンシェルジュのスキーム



お問い合わせ先
長野県商工部産業技術支援課
電話 026-235-7194
E-Mail sangi@pref.nagano/jp

(原稿受領 2005.7.15)